

日本赤十字社血液事業本部組織の変更について（平成21年4月）

現在、日本赤十字社が取り組んでいる不活化技術の導入に向けた準備、各血液センターの業務指導の充実及び分画事業に係る業務強化を図ることなど、事業運営体制を強化することを目的に以下のとおり組織の変更を行った。

1. 供給管理課

献血推進課が所掌する供給業務（供給係・需給調整係）について、受注システムの構築の検討、安定供給のための危機管理体制の構築等の重要案件に対応するため、従来の係制から課制とすることにより執行体制を強化した。

2. 薬事課

従来、薬事指導課が所掌していた薬事指導の業務を品質保証課に所管替えしたことに伴い、同課の名称を薬事課に改名。法令に基づく許認可申請業務に係る体制の強化を図ることとした。具体的には、血液製剤の開発及び法令に基づく製造販売承認申請の管理を担当する。

「開発・申請管理担当」参事・主査、及び新たに輸血用血液製剤の不活化技術導入に係る業務を行う「不活化担当」の専任参事・主査を設置し、一元的に進捗管理等を行うこととした。

3. 業務管理課

業務効率を向上させるため、江東区辰巳にある血液事業本部（辰巳分室）を本年8月に港区芝大門の本社に移転・統合することに伴い、従来、辰巳ビルの施設の維持管理及び庶務を担当していた業務管理課を中央血液研究所（江東区辰巳）に組織上の配置換えをした。

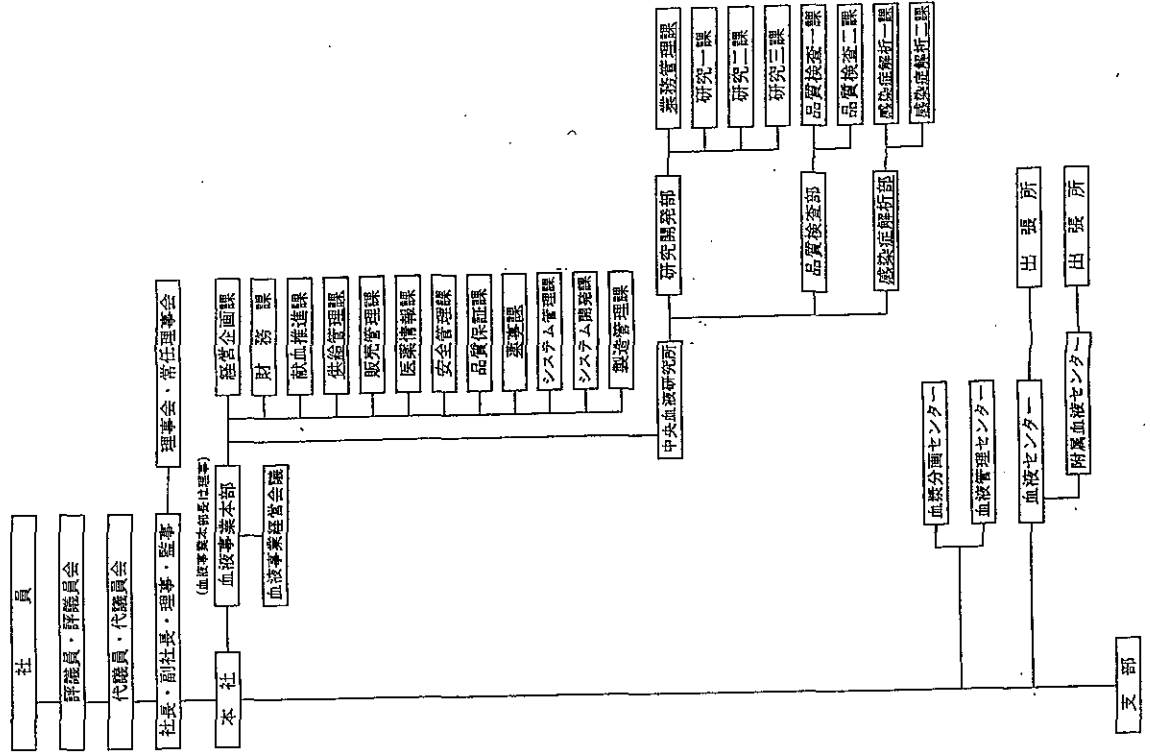
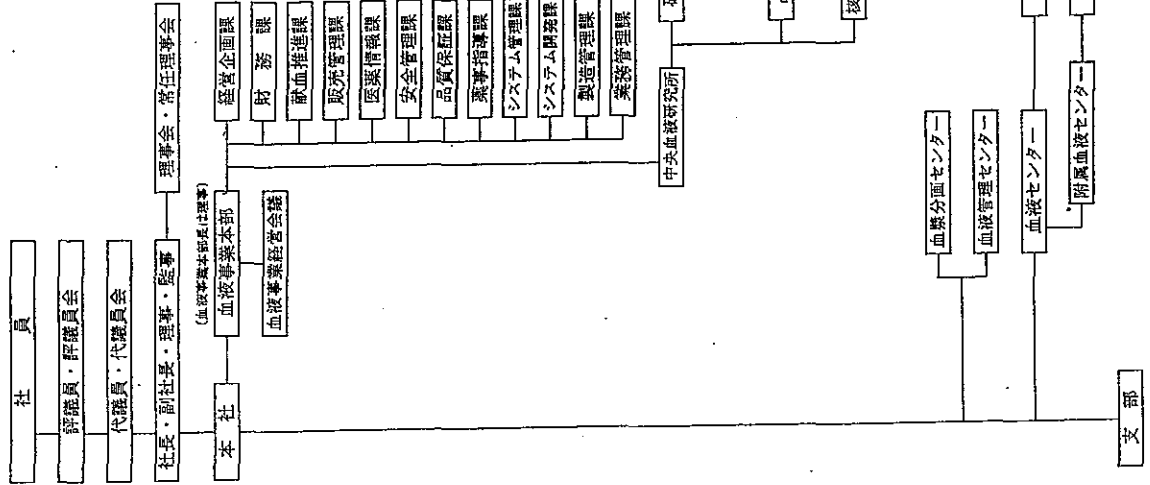
4. 中央血液研究所感染症解析部

感染症解析部を新設し、感染症検査陽性血液の分析及び感染症報告症例と輸血との因果関係の解析、新興感染症及び再興感染症等の感染症の分析及び検査方法の開発等を行わせることとした。

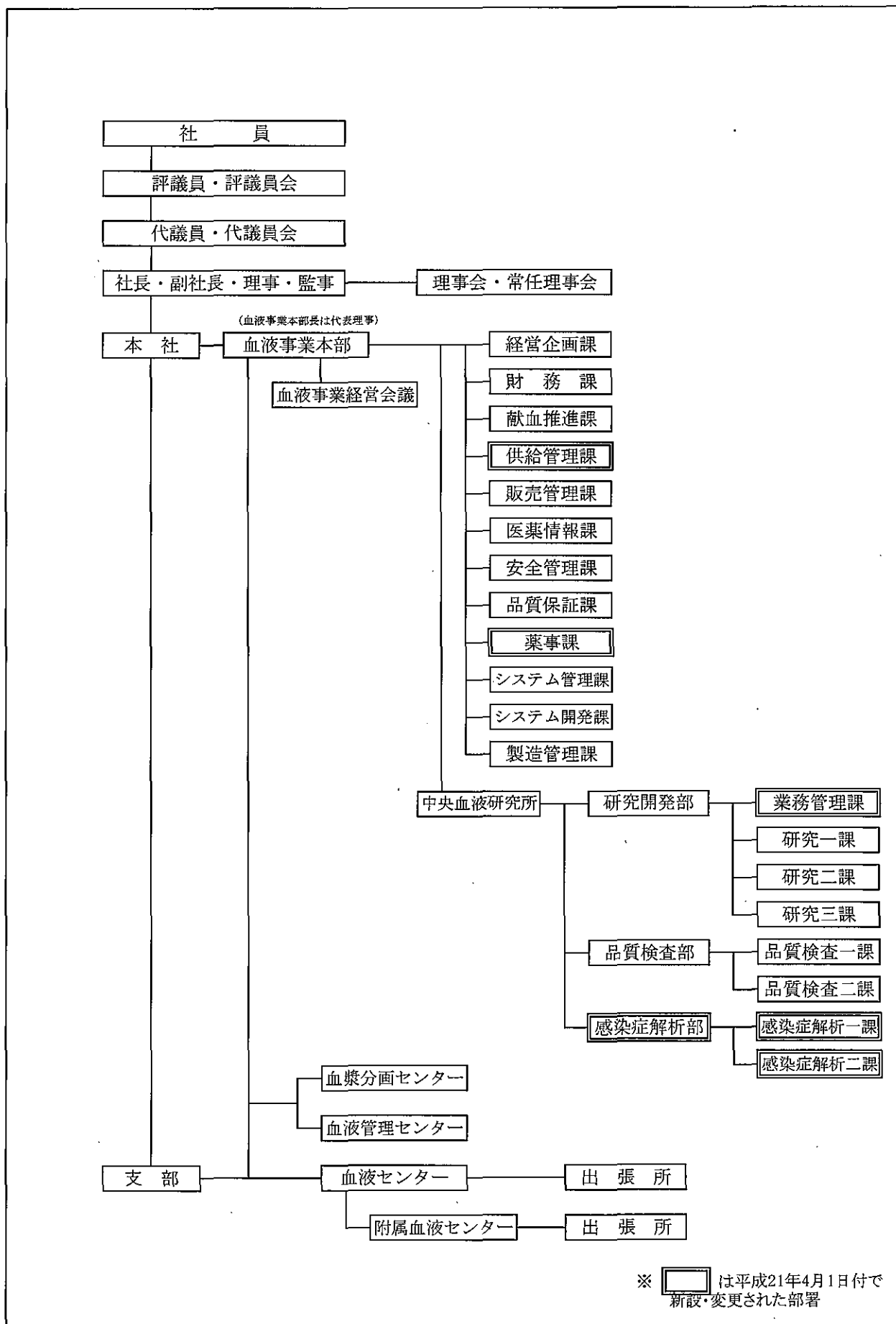
なお、中央血液研究所核酸増幅検査部については、迅速な検査結果が求められることから、夜勤を中心とした勤務体制であったが、一般検査業務を実施する東京都赤十字血液センターに業務移管することにより、職員の配置換えや夜勤中心の勤務環境の緩和等、適正かつ効率的な事業運営体制とした。

変更前

変更後



平成21年4月現在における血液事業の執行体制について（日本赤十字社）



日本赤十字社血液事業本部の事業執行体制について

